

(2) 教員の経験年数を利用して、教育職員検定により新たな特別支援教育領域を追加する場合

所要資格			特支	施行規則第7条第5項
	追加しようとする領域	科目	追加の定めを受けようとする免許状	
			専修・1種免許状	2種免許状
在職年数 (特別支援学校教諭免許状を取得した後の在職年数に限られない。)			1年 当該免許状に定められている特別支援教育領域又は追加の定めを受けようとする新教育領域を担当する教員としての勤務年数に限る。	1年 特別支援学校、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、幼保連携型認定こども園の教員として勤務した期間。
所 要 の 単 位	特別支援教育に関する科目 ※	視覚障害者に関する教育の領域	4 心理等に関する科目：1単位以上 教育課程等に関する科目：1単位以上 を含む	2 心理等に関する科目：1単位以上 教育課程等に関する科目：1単位以上 を含む
		聴覚障害者に関する教育の領域	4 心理等に関する科目：1単位以上 教育課程等に関する科目：1単位以上 を含む	2 心理等に関する科目：1単位以上 教育課程等に関する科目：1単位以上 を含む
		知的障害者に関する教育の領域	2 心理等に関する科目：1単位以上 教育課程等に関する科目：1単位以上 又は 教育課程等に関する科目：1単位以上 心理等に関する科目及び教育課程等に関する科目の内容を含む科目：1単位以上 を含む	1 心理等に関する科目及び教育課程等に関する科目の内容を含む科目：1単位以上 を含む
		肢体不自由者に関する教育の領域	2 心理等に関する科目：1単位以上 教育課程等に関する科目：1単位以上 又は 教育課程等に関する科目：1単位以上 心理等に関する科目及び教育課程等に関する科目の内容を含む科目：1単位以上 を含む	1 心理等に関する科目及び教育課程等に関する科目の内容を含む科目：1単位以上 を含む
		病弱者(身体虚弱者を含む。)に関する教育の領域	2 心理等に関する科目：1単位以上 教育課程等に関する科目：1単位以上 又は 教育課程等に関する科目：1単位以上 心理等に関する科目及び教育課程等に関する科目の内容を含む科目：1単位以上 を含む	1 心理等に関する科目及び教育課程等に関する科目の内容を含む科目：1単位以上 を含む
※ 1種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合に、当該領域を定めた2種免許状を有する場合(所要資格を得ている場合又は新教育領域の追加の定めを受けることができるものである場合を含む。)は、2種免許状に当該領域の定めを受けるためにそれぞれ必要な単位数を修得したものとみなす。(94～95ページ「2種免許状を有する場合の単位差の利用」と同様の扱いとなる。) ※ 新教育領域の追加の定めを受けようとする場合、免許状の授与を受けた際又は過去に新教育領域の追加の定めを受けた際に修得した単位(新たに追加の定めを受けようとする新教育領域に関する科目に係るものに限る。)をもって、これに替えることができる。この場合に免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目について修得した単位数が当該科目の最低修得単位数に不足することとなるときは、当該科目について、その不足する単位数と同数以上の単位を修得しなければならない。(95ページ「第3欄科目として修得した単位の使用について」と同様の扱いとなる。)				

※ 2種免許状を有する場合等の単位差の利用

(1) 追加しようとする領域を定めた2種免許状を所有している場合について

特別支援学校教諭1種免許状に新教育領域を追加する場合において、次の①～③の場合には、二種免許状に当該領域の追加の定めを受けるためにそれぞれ必要な単位数は既に修得したものとみなされる。

単位差を適用する場合は、1種免許状に新教育領域を追加するために必要な単位数から、2種免許状に当該領域を追加するために必要な単位数を差し引いた単位を修得する。（施行規則第10条の6第4項）。

- ① 当該領域を定めた2種免許状を所持している場合
- ② 当該領域を定めた2種免許状に係る所要資格を得ている場合
- ③ 特別支援学校教諭の2種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けることができる者である場合

(例) 2種免許状(視)を有する者が1種免許状(聴)に視の領域を追加する場合

1種免に視の領域を追加するのに必要な単位数	2種免に視の領域を追加するのに必要な単位数	2種免許状(視)を有する者が1種免許状に視の領域を追加する場合に必要な単位数
視 8単位	視 4単位	視 4単位(8-4単位) (教育課程等に関する科目:1単位以上を含む)

(単位差活用の例)

① 当該領域を定めた2種免許状を所持している場合

【例1】 教育職員検定(別表第7)により、特別支援学校教諭2種免許状(視・聴)を取得した場合、その際に取得した特別支援教育科目は視覚2単位・聴覚2単位である。

この者が、1種免許状(知・肢・病)を所持しており、施行規則第7条第3項の規定により、所要単位のみで当該免許状に視・聴の領域を追加しようとする場合、2種免許状に当該領域を追加するために必要な単位(視覚4単位・聴覚4単位)は、すでに修得したものと見なされる(実際に修得しているのは視覚2単位・聴覚2単位である。)

この場合、視・聴の2種を所持しているため、次の単位を修得する。

視 $8 - 4 = 4$ 単位(教育課程等に関する科目1単位を含む)

聴 $8 - 4 = 4$ 単位(教育課程等に関する科目1単位を含む)

② 当該領域を定めた2種免許状に係る所要資格を得ている場合

【例2】 上記①の場合で、教育職員検定(別表第7)により特別支援学校教諭2種免許状(視・聴)を授与されるための所要資格を取得したが、その後授与申請をせず、実際には免許状を授与されていない場合にも、同様に施行規則第7条第3項の規定により2種免許状に当該領域を追加するために必要な単位(視覚4単位・聴覚4単位)は、すでに修得したものと見なされる(実際に修得しているのは視覚2単位・聴覚2単位である。)

この場合に修得すべき単位は上記①と同じである。

③ 特別支援学校教諭の2種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けることができる者である場合

【例3】 特別支援学校教諭2種免許状(視)を取得している者が、教育職員検定(施行規則第7条第5項)により当該免許状に聴の領域を追加するための要件を満たした場合、その際に取得した特別支援教育科目は聴覚2単位である。

この者が、1種免許状(知・肢・病)を所持しており、施行規則第7条第3項の規定により、当該免許状に聴の領域を追加しようとする場合、施行規則第7条第3項の規定により2種免許状に当該領域を追加するために必要な単位(聴覚4単位)は、すでに修得したものと見なされる(実際に修得しているのは聴覚2単位である。)

この場合、2種に追加しようとする聴の必要単位を修得しているとみなして、次の単位を修得する。

聴 $8 - 4 = 4$ 単位(教育課程等に関する科目1単位を含む)

(2) 追加しようとする領域を定めた2種免許状の授与を受けるために単位を修得している場合で、特別支援学校教諭1種免許状に新教育領域を追加する場合において、2種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けるためにそれぞれ必要な単位数を上限として、次の単位を1種免許状に係る単位数に含めることができる。

① 当該新教育領域を定めた2種免許状の授与を受けるために修得した単位

例) 短期大学において特別支援学校教諭2種免許状(視・聴)の授与を受けるための単位の一部(例えば、視覚2単位、聴覚4単位)を修得した者が、その後、特別支援学校教諭2種免許状(聴)を授与され(視覚の領域については必要単位が不足していたため定められなかった)、その後1種免許状(聴)を取得したような場合、短期大学において修得した視覚2単位を、当該1種免許状に視覚の領域を追加するための単位に含めることができることとする(ただし、2種免許状に視覚の領域を追加する際の単位数(4単位)を上限とする。)

② 2種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けるために修得した科目の単位

例) 特別支援学校教諭2種免許状(聴)を所持する者が、短期大学において当該免許状に視覚の領域を追加するための単位の一部(例えば視覚2単位)を修得していて、その後1種免許状(聴)を取得したような場合、短期大学において修得した視覚2単位を、当該1種免許状に視の領域を追加するための単位に含めることができる(ただし、2種免許状に視の領域を追加する際の単位数(4単位)を上限とする。)

※ 第3欄科目として修得した単位の使用について

新教育領域の追加のために必要な単位は、免許状の授与を受けた際又は過去に新教育領域の追加の定めを受けた際に修得した単位をもってこれに替えることができる。(施行規則第7条第4項、施行規則第7条第4項の準用、施行規則第7条第6項)。

第3欄の単位を第2欄に当てた場合、第3欄の最低修得単位数に不足が生じるときは、さらにその不足する単位数を修得する必要があります。

(例) 特別支援学校教諭1種免許状(知・肢・病)に施行規則第7条第3項により視の領域を追加する場合

第1欄	2単位	2単位	
第2欄	16単位	16単位	
	知的 6単位	知的 6単位	
	肢体 6単位	肢体 6単位	
第3欄	5単位	5単位	
	視覚 1単位	視覚 0単位	→ 第3欄単位が1単位不足するので、新たに聴覚1単位の取得が必要
	聴覚 1単位	聴覚 1単位 + 1単位	
重複LD 3単位	重複LD 3単位		
第4欄	3単位	3単位	

→ 視覚7単位を新たに取得

特別支援学校教諭1種免許状(知・肢・病)を取得した者が、第3欄科目として視覚1単位、聴覚1単位、重複・LD等3単位を修得していたような場合、この者が更に視覚の領域を追加する場合には、取得が必要な視覚8単位について、第3欄科目として既修得の視覚1単位をもって替えることができ、第2欄科目としては残り7単位を新たに修得すれば良いこととなる。その際、第3欄科目が1単位足りなくなるため、聴覚又は重複・LDに係る単位を1単位修得することが必要になる。

この場合の第3欄の単位は、視覚を中心とする領域として修得したものとする(含む領域で修得した単位は第2欄に使用できない)。

※ いずれも、これらの領域が中心となる領域として設定されている科目に限る。